

制定：平成 24 年 10 月 1 日

改訂：平成 26 年 7 月 1 日

横濱ウェディングサイトの広告販売に関する募集要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市観光公式サイト内「横濱ウェディング」サイトの広告販売における広告主の募集と掲載基準について定め、公式ウェブサイトとして適切なサイト運営を実現することを目的とする。

（広告の種類）

第 2 条 販売する広告の種類は次のとおりとする。

- （1）バナー広告
- （2）記事広告

（掲載場所）

第 3 条 広告の掲出場所は、販売する広告の種類に応じて次のとおりとする。

- （1）バナー広告の掲出場所は、「横濱ウェディング」サイト全ページ下部に表示する。
- （2）記事広告の掲出場所は、トップページ中段（大型スライドバナーより下に位置する部分）に表示する。

（規格）

第 4 条 バナー広告および記事広告の規格は次のとおり定める。

- （1）バナー広告のサイズは W220×H140 ピクセルを基本とし、ファイル形式は GIF 形式または JPEG 形式、ファイル容量は 15KB 程度とする。
- （2）記事広告ページの幅は 910 ピクセルを基本とし、1,000 字以内、添付画像は 5 枚程度とし、既存のウェブサイトのデザインに準じ、HTML 1 ページを制作するものとする。また、トップページ中段に掲出するバナーについては、W420×H70 ピクセルを基本とする。
- （3）バナーデザインは横浜市 WEB ページバナー広告表現ガイドライン（下記 URL 参照）に準拠するものとする。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/ad/hpbanner/guideline.html>

（掲載条件）

第 5 条 （公財）横浜観光コンベンション・ビューローの賛助会員であることを掲載の条件とする。（未加入の場合は加入すること）。

（広告の範囲）

第 6 条 横浜への誘客を目的としたウェブサイトであるため、観光関連事業者及び横浜への誘客に寄与すると考えられる事業者に限り掲載するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- （1）公序良俗に反する恐れのあるもの
- （2）政治性のあるもの
- （3）宗教性のあるもの

- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 風俗営業等の規制、および業務の適正化に関する法律で「風俗営業」に定める風俗営業広告
- (6) 個人または法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) そのほか掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(規制事業者)

第7条 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者を規制事業者とする。

(掲載料金)

第8条 掲載料金は次の表のとおり定める(月額料金/税込)。

(1) バナー広告のみ契約の場合

年間契約		6ヵ月契約	
特別会員	正会員	特別会員	正会員
20,000円	25,000円	25,000円	30,000円

(2) 記事広告のみ契約の場合

年間契約		6ヵ月契約	
特別会員	正会員	特別会員	正会員
30,000円	37,500円	37,500円	45,000円

(3) バナー広告および記事広告を同時に契約の場合

年間契約		6ヵ月契約	
特別会員	正会員	特別会員	正会員
40,000円	50,000円	50,000円	60,000円

(広告制作料金)

第9条 広告制作料金は次のとおりとする。

- (1) バナー広告枠に掲載するバナーは、原則として広告主側で制作するものとするが、バナー制作を当財団で請負う場合には、1回の制作につき制作費2万円を広告主に請求するものとする。
- (2) 記事広告およびトップページ中段に掲出するバナーの制作は当財団が請負うものとし、1回の制作につき制作費8万円(税別)を広告主に請求するものとする。

(広告募集方法)

第10条 「横濱ウェディング」トップページにおいて、広告主を募集する旨を広く告知するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。